

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	天馬株式会社
【英訳名】	TENMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣野裕彦
【本店の所在の場所】	東京都北区赤羽一丁目63番6号
【電話番号】	03(3598)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 須藤隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都北区赤羽一丁目63番6号
【電話番号】	03(3598)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務経理部長 須藤隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月26日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 2024年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第2号議案） >

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円 総額890,046,570円

効力発生日

2024年6月26日

配当金支払開始日

2024年7月17日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、廣野裕彦、永井勇一、則武 勝、星 健一、金田 宏及び倉橋博文を選任するものであります。

< 株主提案（第3議案から第4号議案） >

第3号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金98円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金98円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

第4号議案 定款一部変更（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示）の件
 当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第26条以降を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款 （新設）	変更案
	（取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）報酬の個別開示） 第26条 取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除く。）の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	164,809	17,897	20	(注)1	可決 90.18
第2号議案					
廣野裕彦	130,570	52,135	20	(注)1	可決 71.44
永井勇一	157,504	25,207	20	(注)1	可決 86.18
則武勝	157,518	25,193	20	(注)1	可決 86.18
星健一	174,509	8,202	20	(注)1	可決 95.48
金田宏	154,449	28,258	20	(注)1	可決 84.51
倉橋博文	157,576	25,135	20	(注)1	可決 86.22
第3号議案	69,726	112,976	20	(注)1	否決 38.15
第4号議案	76,244	106,462	20	(注)2	否決 41.72

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上